

【個人所得課税】NISA制度の拡充・恒久化

令和5年度税制改正の大綱等において、以下のとおり、2024年1月以降のNISA制度の拡充・恒久化の方針が示されました。新制度の特徴をまとめています。

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円	
		1,200万円(内枠)
非課税保有期間	投資信託(現行のつみたてNISA 対象商品と同じ)	上場株式・投資信託等
口座開設期間	恒久化	
対象年齢	18歳以上	
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用	

【資産課税】教育資金・結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し

1. 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の延長

① 適用期限の延長

適用期限が3年間延長(令和8年3月31日まで)

② 概要

30歳未満の受贈者(*1)が、教育資金に充てるため、直系尊属(*2)から贈与により取得した金銭1,500万円までは、取扱金融機関等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、非課税で贈与できます。

2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の延長等

① 適用期限の延長

適用期限が2年間延長(令和7年3月31日まで)

② 概要

直系尊属(*2)から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、受贈者(*1)1人につき、1,000万円(結婚に関する支払いは300万円)まで非課税で贈与できます。

(*1) . 受贈者…贈与を受ける人

(*2) . 直系尊属…父母や祖父母など